

栄養表示の国際比較

	アメリカ	カナダ	EU	オーストラリア	韓国	中国
該当法令	・1994年：栄養表示教育法(NLEA)	・2005年：Food and Drug Regulations	・2011年：食品表示義務内容の改訂(Regulation(EU) No 1169/2011)	・2002年：Australia New Zealand Food Standards Code	・2009年：食品衛生法 ・2008年：食品等の表示基準	・食品衛生法 ・食品栄養ラベル管理規範(『食品栄養成分表示基準』、『中国食品ラベル栄養素参考値』及び『食品栄養表示及び栄養成分機能表示基準』)
該当食品	・販売に供する食品 ・除外対象食品でも次の場合は義務 * 強調表示する場合 * 免除されていない企業向けに製造される製品	・2歳以下の子供用の食品以外の、販売に供する包装食品 ・除外対象の小さな包装食品でも次の場合は義務 1. 添加ビタミン・ミネラルを含む製品 2. 原材料の1つとしてビタミン又はミネラルを表示 3. アスパルテーム・スクラロース・アセスルファム使用 4. 熱量、義務表示栄養素、又はその成分をラベルや広告に表示 5. 強調表示 6. 健康関係の名称、文言、ロゴ、シンボル、シール等をラベルや広告に表示 7. 「栄養表示」という単語をラベルや広告に表示	・包装された食品(メンバー国が国内法を採決する場合は、非包装食品も含む。)		・長期保存食品(レトルト食品に限る) ・菓子類のうちクッキー、キャンディ類及び氷菓子類 ・パン類及び饅頭類 ・チョコレート類 ・ジャム類 ・食用油脂類 ・麺類 ・飲料類 ・特別用途食品 ・魚肉加工品の魚肉ソーセージ ・即席の摂取食品のうちのリ巻き、ハンバーガー、サンドイッチ ・上記で規定された食品以外の食品のうち栄養成分又はその強調表示をしようとする食品	・全ての包装された食品
免除規定(食品の種類)	・栄養素が微量(スパイス・コーヒー等) ・栄養補助食品 ・医薬品 ・加工用のバルク食品(小麦粉、パンケーキミックス等) ・生鮮(果物・野菜・魚・野生の肉) * 肉は2012年から義務 ・パック入りの鶏卵 ・4歳以下の乳児用食品には特定の規定あり	・スパイスや水などの食品で、全ての栄養素が0と表示される場合 ・アルコール含有量が0.5%以上の飲料 ・原材料無添加の生鮮野菜・果物・着色されたオレンジ・ワックスやワセリンでコーティングされた果物・野菜(例：フレッシュハーブ・スプラウト・カットフルーツや野菜、袋詰めのミックスサラダ) ・単一原材料の肉・肉副産物・家禽類・家禽類の副産物 * 肉や家禽類副産物のひき肉は義務 ・生で単一原材料の海産物(魚・貝類等) ・一口サイズで個別販売されるスイーツ等(飴・ミント) ・再利用可能なガラス容器に入れて販売される牛乳やヤギ乳 ・調整液体食・代替人乳又はそれを含む食品・代替食品・栄養補助食品・低エネルギー食に用いられる食品	・単一成分又は成分群を含む非加工食品 ・加工又は熟成のみを目的とした加工食品 ・水(炭酸ガスや香料のみが添加されたものを含む) ・ハーブ、スパイス、その混合物 ・塩とその代替品 ・卓上甘味料 ・Directive1999/4/ECでカバーされる食品(コーヒー抽出物、エンダイブ抽出物、コーヒー豆及びその粉砕豆、デカフェコーヒー豆及びその粉砕豆) ・ハーブや果実の抽出物、茶、デカフェ茶、インスタント又は可溶茶、茶の抽出物、デカフェのインスタント又は可溶茶、デカフェ茶の抽出物、のうち香料以外の栄養成分含量に影響するような成分が添加されていないもの ・発酵酢及び酢の代替品のうち、香料以外の成分が添加されていないもの ・香料・食品添加物・加工助剤・食品酵素 ・ゼラチン ・ジャム用の成分(jam setting compounds) ・イースト菌 ・チューイングガム ・少量生産の工場から直接消費者へ、又は直接消費者に提供する地元小売店へ届けられる手作りを含む食品 ・アルコール含量1.2%以上の飲料 ・他の法に基づき除外する食品 (a) フードサプリメント(2002/46/EC) (b) 天然ミネラルウォーター(2009/54/EC) (c) 特定の栄養用途を目的とした食品(2009/39/EC)	・生の肉、果物、野菜、ナッツなどの非パッケージ食品 ・パッケージを通して果物や野菜を目にすることが可能なパック詰め(果物や野菜又はカットフルーツ)やカット野菜 ・12個入りのコーンチップスなど個別包装が大きなパックに入って販売される食品は大きなパックへの表示のみでよい ・ハーブ、スパイス、紅茶、コーヒーなど栄養素がほとんどない含まれない食品	・生鮮食品 ・即席販売製造・加工業者が製造加工する食品 ・最終消費者に提供されずに他の食品の製造・加工時の原料として使用される食品	・食品の1日あたりの摂取量が10g又は10ml未満のもの ・包装された生肉、生魚、生野菜及び果物 ・アルコール含有量が0.5%以上の製品 ・その他法律、行政法規、基準でラベルを表示しなくてよいと規定されている食品
免除規定(販売場所等)	・レストランや他の施設(学食、カフェテリア、病院、飛行場、パン屋、デリ等)での利用においてのみ提供され、又は販売される食品で、食品がその場ですぐ摂取される場合 ・レストランや他の小売施設で販売される食品で、カウンターの前向き側から販売され、包装紙、持ち帰り用ボックス等の耐久性のない容器に包み込まれるもので、取扱いを容易にすることが唯一の目的であるもの	・製品が調理・加工された小売施設内のみで販売される食品 ・製品を調理・加工した個人が屋台・フリーマーケット・ファーマーズマーケットのみで販売する食品 ・加工や特別な包装を必要とせず販売直後の摂取を目的として販売される個別サービングの食品(サンドイッチや調理済サラダ) ・製品がシールで表示され表面積が 200cm^2 以下の包装食品で、小売施設内のみで販売される食品 ・レストランやその他の食事やスナックを提供する商業施設(ホテル・病院等)のみで提供される個別ポーション化された包装食品		・レストランで販売される食品 ・パン屋など、その場で調理され包装されることを前提とした食品 ・デリや持ち帰りなど、消費者の目の前でパックにされる食品 ・デリバリーピザなど消費者の注文に対してパック詰めされデリバリーされる食品 ・文化祭などチャリティーを目的としたイベントで販売される食品	・外食 ・対面販売	・製造しその場で販売される食品
免除規定(事業者等)	・年総売上が50万ドル以下、又は消費者の食品販売事業を5万ドル以下で販売する場合					
表示スペースの免除規定等	・パッケージの表面積が 12in^2 (約 77cm^2)以下 ・ 40in^2 (約 258cm^2)以下の場合は表示方法を変更可	・表示可能表面積が 100cm^2 以下の食品(しかし、栄養情報の入手先の表示が義務)	・包装又は容器の最大表示箇所(面積が 25cm^2 以下)のもの	・ 100cm^2 以下の非常に小さい包装食品(チューイングガムの大きさ)	・主表示面積が 30cm^2 以下 ・包装面積が 150cm^2 以下の製品の場合、原材料名は5ポイント以上の活字サイズで、栄養成分は6ポイント以上の活字サイズで表示することができる	・包装された合計表面積 100cm^2 未満の食品

資料：平成23年度消費者庁委託事業「海外における栄養表示制度に係る調査」報告書より一部改変